～ 会員と地域のための商工会に ～

商工さくらがわ

令和２年５月発行
桜川市東桜川１－21－1
桜 川 市 商 工 会
会 長 皆 川 光 吉
商工会員数１，３３８名

≪ 桜川市のお店を応援するクラウドファンディング開始のお知らせ ≫

支援者には、支援いただいた店舗で利用できる
支援額３割増の「お買い物券」をお送りいたします！

新型コロナウィルスにより、桜川市のお店に甚大な影響が出ています。「桜川市のお店を応援しようプロジェクト」では、クラウドファンディングの手法を活用した「未来のお買い物」を通じて、市内のお店を応援するプロジェクトとなります。

クラウドファンディング募集期間

5月15日（金）～6月30日（火）

お買い物券使用期間

8月1日 ～ R3年3月31日

※新型コロナウィルス感染症の収束状況によっては、期間を延長する可能性があります。

お買い物券事前購入支援のリターン

支援額		
3,000円	➡	【 3，900円】
5,000円	➡	【 6，500円】
10,000円	➡	【13，000円】

支援した店舗で利用できる『お買い物券』を郵送

ご支援（お買い物券の事前購入）のお申し込みは、こちらからお手続きください。

プロジェクト掲載先【CAMPFIRE】
https://campfire.jp/projects/view/272021

※他に「お買い物券」は受け取らずプロジェクト全体を支援する「全体支援型」もございます。
支援額は、1,000円～500,000円までで、支援金額により、お礼状や「さくら川百貨」詰め合わせをお送りすると共に、お名前や企業名を、桜川市商工会ホームページで紹介させていただきます。

※注意事項
- 「店舗支援型」の場合、同じ店舗への支援は、お一人30,000円が上限となります。（例：支援額10,000円の場合、３回まで）
- 30,000円分を超える支援については「全体支援型」として取り扱わせていただきます。
- 加盟店を経営している方、又はそのご家族の方が、自店舗を支援することはできません。
- インターネットからのお手続きが困難な方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※「店舗支援型」と「全体支援型」を間違ってご購入いただいた場合のキャンセルや変更はお受けできません。
よくご確認いただいた上でご購入くださいますようお願いいたします。当方ではキャンセル等の処理を行うことが出来ませんのでご了承ください。

主催 ／ 問い合わせ先：桜川市のお店を応援しようプロジェクト（桜川市商工会内）

☎ ０２９６－７６－１８００ ／ （E-mail）seinenbu@sakuragawa.or.jp

協力：桜川市・桜川市商工会・桜川市商工会青年部

経営革新計画作成集団セミナー(経営計画策定支援)開催

参加費無料
（別紙申請書の通り）

【開催日】＜集団講習会＞
7月17日 14：30～16：00（岩瀬事務所）
18：00～19：30（真壁事務所）
＜個別相談会＞
7月28日・8月7日・18日・26日・9月10日・24日
10月2日・16日・29日・11月18日 （計10日間・全日程４コマ）
【会 場】 桜川市商工会（岩瀬事務所・真壁事務所）
【講 師】 中小企業診断士／アルモファクトリー㈱ 代表 阿内 利之 氏

- 計画は県へ申請し知事から承認されます。
- 承認された計画は、各種補助金申請時に加点要素となります。
- 計画作成には３回程度の個別相談が必要です。

※補助金申請をするには経営計画書作成が必須となります。

経営計画を立てる事へのメリットは？
①事業目的達成のために必要な売上高がわかる！
②利益を上げるための事業構造が見えてくる！
③自社の問題点が把握でき、今後のやるべき事が明確になる！
④資金繰りの見通しや経営の判断が明確になる！

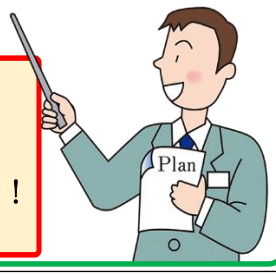

臨 時 職 員 募 集

◎募集人員：臨時職員１名（茨城県商工会連合会が実施する職員統一採用試験に合格後正職員として、当商工会で採用します）
◎勤務内容：地域内商工業者への経営支援業務
◎受験資格：学校教育法による高等学校卒業以上の学歴を有し、令和２年６月１日現在の年齢が３０歳未満の者（長期勤続によりキャリア形成を図るため）
①受付期間 令和２年６月１０日（水）から６月２５日（木）まで
※受付は、下記の提出書類一式を郵送又は直接窓口へ提出下さい。
②応募書類 ・履歴書（自筆・顔写真添付） 令和２年５月３１日現在
・論文 テーマ「最近気になったニュース」1,000字以内
◎試験等の内容
①第１次選考 書類選考 合否については、７月中旬頃通知します。
②第２次選考 面接試験 令和２年７月２６日（日）午前９時３０分～
☆合格者への通知 令和２年８月７日（金）までに通知します。
◎採用及び勤務条件
令和２年９月１日付で、当商工会臨時職員として採用
（※採用日は要相談あり）
（※採用後、茨城県商工会連合会が実施する統一採用試験合格により正職員登用します。）

～ 会員と地域のための商工会に ～

商工さくらがわ

令和２年５月発行
桜川市東桜川 1－21－1
桜 川 市 商 工 会
会 長 皆 川 光 吉

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**です。

給付額

中小法人等は**２００万円**、個人事業者等は**１００万円**
※ただし、昨年１年間の売上から減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲５０％月の売上×１２ヶ月）

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象

①新型コロナウィルス感染症の影響により
ひと月の売上が**前年同月比で５０％以上減少**している事業者。
②２０１９年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者。
③法人の場合は、
１）資本金の額又は出資の総額が１０億円未満、又は、
２）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が２０００人以下である事業者。
※２０１９年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

◆持続化給付金事業コールセンター◆
０１２０－１１５－５７０
◆ＩＰ電話専用回線◆
０３－６８３１－０６１３
（受付時間）８：３０～１９：００（毎日）※７月から１２月（土曜日を除く日から金曜日）

持続化給付金の申請用ＨＰ

https://jizokuka-kyufu.jp

申請サポート会場（5月18日時点）

市町村	設置場所	開設日
水戸市	中央ビル４Ｆ	5月14日
土浦市	L'AUBEKasumigaura　１Ｆ	5月21日
古河市	コモディイイダ古河駅前店２Ｆ	5月25日
日立市	日立商工会議所（予定）	５月28日（予定）
石岡市	サポート・ワン５Ｆ	5月22日
筑西市	ホテル新東２Ｆ	5月26日
結城市	市内民間会場（予定）	未定
ひたちなか市	ひたちなか商工会議所３Ｆ	5月28日

★申請サポートを受けるには事前予約が必須。

雇用調整助成金の特例を拡充します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動を縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の効用の維持を図った場合に休業舘・賃金などの一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】
新型コロナウィルス感染症の影響を受ける事業主を対象
令和２年４月１日から**令和２年６月３０日**まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。

申請は複雑ですので、専門家へのご相談をおすすめします。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成（※１．２）	助成率	
新型コロナウィルス感染症の影響を受ける事業主	４／５	２／３
新型コロナウィルス感染症の影響を受ける事業主でかつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件（※３）満たす事業主	９／１０	３／４
②教育訓練を実施した時の加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練（自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む）を実施※４	2,４００円	1,８００円
③支給限度額	限度日数	
通常時	一年間で１００日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
被保険者でない方を休業せざるを得ない場合	上記①の助成率と同じ	

※1　対象労働者は１人１日当たり 8,330 円が上限（令和２年３月１日現在）
※2　助成額は、前年度の雇用保険の保険料を算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金に休業手当支払率を掛け、一日の助成額単価を求めます。（★）
※3　出向は当該助成率は摘要されません。
※4　雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象に含まれます。
★平均賃金額の算定方法が簡素化されました。
①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます。
一人当たり「平均賃金額」　＝　納付書の「支給額」÷「人員の数」
②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します。
「年間所定労働日数」　＝　「任意の１ヶ月の所定労働日数」×１２

新型コロナ関係融資に関するお知らせ

実施機関	日本政策金融公庫		県制度融資			
制度	特別貸付	コロナマル経	パワーアップ融資		新型コロナ対策融資	中小企業事業継続応援貸付金
対象者要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 ①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1)過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みす。)の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月から12月の平均売上高	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方(※) ※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要。	・県内に事業所を有する中小企業者 ・次のいずれかに該当　売上高等が前年同期比で ①5%以上減少 ※1(セーフティネット保証5号利用) ②20%以上減少 (セーフティネット保証4号利用)	・県内に事業所を有する中小企業者 ・売上高等が前年同期比で15%以上減少(危機関連保証利用)	・県内に事業所を有する中小企業者 ・次のいずれかに該当 売上高等が前年同期比で ①5%以上減少 (セーフティネット保証5号利用) ②15%以上減少 (危機関連保証利用) ③20%以上減少 (セーフティネット保証4号利用)	県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で、次のいずれにも該当する者 ①2019年12月末日までに事業を開始しており、今後も継続する予定があること ②2020年1月から12月のうち、2019年同月比で1ヶ月の売上が50%以上減少ししている月があること (昨年中に創業した場合は、月平均で50%以上減少していること) ③公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと ④県税・市町村税について、原則として未納がないこと ⑤暴力団等反社会勢力ではないこと等
融資限度額	6,000万円(別枠)	1,000万円(別枠)	5,000万円	5,000万円	8,000万円	上限　200万円
利率(年)	基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率より▲0.9%(注) 4年目以降は基準利率	【当初3年間】 基準利率より▲0.9% (別枠の1,000万円以内) 【4年目以降】 基準利率	年 1.3%～1.5%	年 1.3%～1.6%	年 1.3%～1.6%	無利子
利子補給	一部の対象者については、特別利率Fより▲0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となります。	一部の対象者については、特別利率Fより▲0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となります。	当初3年間 10/10 を県が補給	当初3年間 10/10 を県が補給	当初3年間，融資額 3,000 万円を上限に利子補給により実質ゼロ (要件あり※2)	
返済期間	設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)	設備資金10年以内 (4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内 (3年以内(別枠の1,000万円以内))	運転資金　7年(据置2年)	設備資金　10 年(据置3年) 運転・併用:7年(据置2年)	設備運転併用 :10 年(据置5年)	10年以内(据置5年) ※償還方法:原則半年賦又は一括
担保	無担保					
保証料			年 0.70%	年 0.70%	年 0.70%～0.85%	
保証料補助			上記保証料の 5/10 を県が補助	上記保証料の 5/10 を県が補助	融資額 3,000 万円を上限に国による補助により実質ゼロ(要件あり※2)	
その他					保証付既存融資について本制度への借換え可能	(計算方法) 前年の年間売上×1/2－(対前年▲50%以上の単月売上×6ヶ月) (保証人) 法人の場合、代表者保証

※新型コロナ対策融資について
※１国が指定する業種が対象となります。詳しくは中小企業庁HP（https//www.chusho.meti.go.jp/ kinyu/sefu_net_5gou.htm）
※２保証料補助・利子補給の適用要件
①個人事業主かつ小規模事業者で売上減少５％以上：保証料補助10/10，利子補給10/10　②上記を除く中小企業者で売上減少15％以上：保証料補助10/10，利子補給10/10
③上記を除く中小企業者で売上減少５％以上15％未満：保証料補助５/10